



千葉労働動員

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号 (動力車会館)

電話 (鉄電) 千葉 2935・2939 番
(公) 043 (222) 7207 番

97.2.21 No. 号外

掲示板等便宜供与差別地労委で

全面的勝利命令を獲得

会社は命令を履行し、掲示板を設置せよ！

千葉県地方労働委員会は、二月一八日、八七年四月一日以降、職場において一方的に掲示板等の便宜供与を拒否し、会社施設の組合利用を拒否し続けていることが、動労千葉を嫌悪した組織破壊行為であるという救済申立てに対して、下記のとおり組合側全面勝利の命令を交付した。内容の要旨については、以下のとおりとなっている。

「会社が併存する他の組合にこれらの便宜供与を認めていながら、特定の組合にこれらの便宜供与を拒否することは、合理的理由がない限り不当労働行為に該当すると解される。」

「会社は、便宜供与の前提として包括的労働協約の締結を主張するが、動労総連合は、会社が包括的労働協約に固執したため、やむなく締結を拒否したものであり、会社が包括的労働協約に固執する理由には、合理性は認め難く、また便宜供与自体、包括的な労働協約の締結をしなければ提供できないものではなく、さらに労働協約の中で組合にとって有利な部分の見返りとして組合からの譲歩内容がなければ便宜供与は認められないとするのは当を得たものとは思われない。」

「会社施設の一時利用についても申立人に対して使用妨害を行われている」

「以上、総合的に判断すると、会社が、国鉄分割・民営化を契機として、便宜供与の根拠とした包括的労働協約の締結に固執した真の意図は、国鉄分割・民営化に反対し、ことごとく対立関係にあった動労千葉を嫌悪し、弱体化することにあつたと認めざるを得ない。」

以上のように、命令は、JRとJR総連革マルが結託してストライキを圧殺するために作り上げた労働協約の強制自体まったく合理性がないと明確に判断している。

会社は、この命令を直ちに履行し、動労総連合が求めた内容で労働協約を改正せよ。職場に掲示板を設置しろ。会社施設の利用を認め、不当な介入を直ちにやめろ。

動労千葉は、会社の命令履行に向け、全力で闘いぬくものである。

主 文

- 1 被申立人は、申立人各支部に対して、他の併存する労働組合と差別することなく、組合掲示板を貸与しなければならない。

なお、利用上の条件については、他の組合との状況を勘案し、当事者間において別途合理的な取り決めをしなければならない。

- 2 被申立人は、申立人の集会等のため、会社業務に明白な支障のない限り会社施設を使用させなければならない。

- 3 被申立人は、申立人との団体交渉に申立人交渉委員として出席する組合員に対して、団体交渉のため職場を離れた時間の賃金を支払わなければならない。